

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年2月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500267 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500056 号

第 1 結論

昭和 41 年 11 月から昭和 44 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 11 月から昭和 44 年 11 月まで

国民年金の加入手続は、昭和 41 年 11 月末に退職したため、すぐに A 市役所で行った。保険料の納付は、自分が毎月 A 市役所で印紙を購入して手帳に貼り付けていた。当時の保険料は 100 円で、その後は上がっていった。当時の手帳は保管していない。当時の台帳を確認の上、請求期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 41 年 11 月末か 12 月初めに A 市役所で自身が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を同市役所の窓口で毎月納付したと主張しているが、加入手続の際に請求者に同行したとされる父親は既に他界していることから、その証言を得ることができない。

また、オンライン記録によると、請求者に対し、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、最初の同記号番号は当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求期間より後の昭和 49 年 4 月頃に B 県において払い出されたことが推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し、請求者の主張する時期において、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらないことから、請求期間当時、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者が請求期間の国民年金保険料を A 市役所の窓口で毎月納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。